

尼 都 計 第 2410 号
令和元年 8 月 26 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市事前説明第 14 号
生産緑地地区の追加指定について

みだしのことについて、別紙のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

阪神間都市計画 生産緑地地区の追加指定について

1 目的

尼崎市では、平成4年に約84.2haについて生産緑地地区を都市計画決定し、平成7年には阪神・淡路大震災をきっかけに防災の観点から、平成17年には、農業団体の要望もあり、農作物の地産地消といった農業振興の観点から、追加指定してきました。

しかし、農業従事者の高齢化による死亡、故障や後継者不足などにより、農地の減少が続いており、なかでも宅地化農地は大幅に減少しています。

こうした状況を踏まえ、都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に追加指定することにより、計画的に保全を図ることとして、追加指定の申出を随時募集し、例年の生産緑地地区の変更手続きに併せて、申出のあった宅地化農地のうち、生産緑地の指定基準を満たすものについて、平成24年度から追加指定しています。

令和元年度現在、生産緑地地区面積は約74haで、平成4年(当初同地区指定時)の約84haに比べて約12%減少しており、宅地化農地は約12haで、平成4年の約108haから約89%減少しています。

2 追加指定基準

<指定基準>

- ① 「現に農業の用に供されていること」
- ② 「良好な生活環境に相当の効用があること」
- ③ 「公共施設等の敷地に供する土地として適していること」
- ④ 「300 m²以上の一団の区域であること」
- ⑤ 「農林漁業の継続が可能な条件を満たしていること」
- ⑥ 「主要な都市施設の整備に支障がないこと」
- ⑦ 「合理的な土地利用に支障がないこと」

3 生産緑地地区の追加指定の内容

追加指定 7地区 面積 0.31 ha

(生産緑地地区追加指定箇所は、位置図のとおり)

4 尼崎市都市計画決定手続に関する要綱に基づく素案の公表

- (1) 公表期間 令和元年7月19日(金)～8月9日(金)
- (2) 閲覧者 0人
- (3) 意見書の提出件数 0件

5 スケジュール

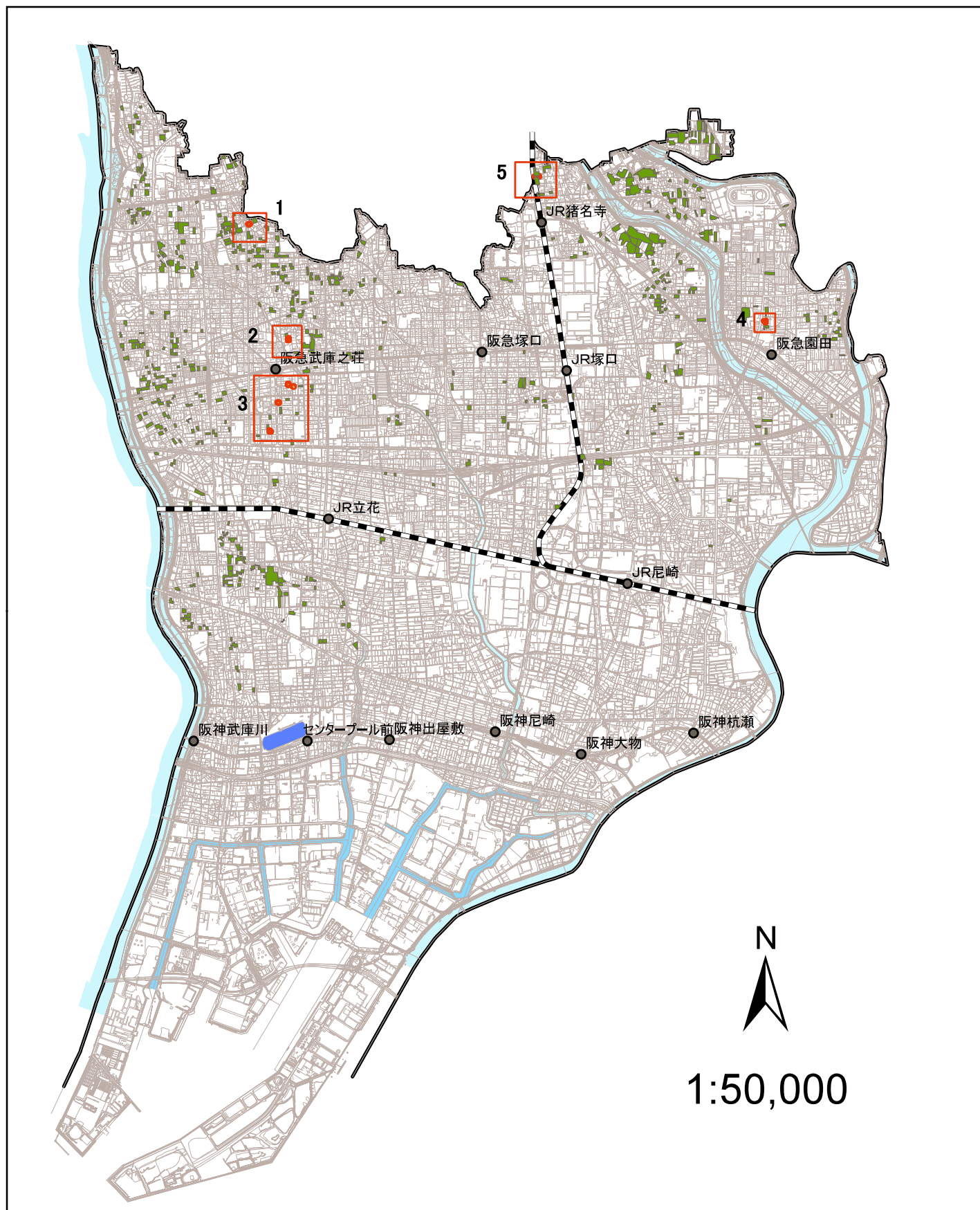
令和元年 10月 都市計画法に基づく案の縦覧(2週間)
11月 尼崎市都市計画審議会(付議)
12月 都市計画決定・告示

＜別表＞ 生産緑地地区の追加指定一覧表

計画図 No	生産緑地地区の名称	面積 ha (㎡)
1	武庫之荘 7 丁目 20	約 0.03 (337)
2	武庫之荘東 1 丁目 6	約 0.04 (364)
3	南武庫之荘 1 丁目 4	約 0.05 (530)
	南武庫之荘 3 丁目 13	約 0.04 (366)
	南武庫之荘 3 丁目 14	約 0.05 (461)
4	東園田町 4 丁目 6	約 0.03 (336)
5	猪名寺 1 丁目 8	約 0.07 (667)
合計		約 0.31 (3,061)

追加する地区数(7 地区)

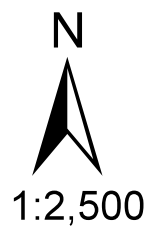
生産緑地地区変更位置図（令和元年度）



計画図1

凡例

-  追加後の地区区域
-  追加区域
-  生産緑地



計画図2

凡例



追加後の地区区域



追加区域



生産緑地



1:2,500



計画図3

凡例

- 追加後の地区区域
- 追加区域
- 生産緑地

N
1:2,500



計画図4

凡例



追加後の地区区域



追加区域



生産緑地



1:2,500



計画図5

凡例

-  追加後の地区区域
-  追加区域
-  生産緑地

N

1:2,500

